

かなぎん IC キャッシュカード規定

1. (ICカードの利用)

普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じ。）について発行した<かなぎん>ICキャッシュ・カード、決済用預金について発行した IC キャッシュ・カードおよび貯蓄預金について発行した IC キャッシュ・カード（以下「ICカード」といいます。）は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- (1) 当行および当行がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「提携先」といいます。）の現金自動預金機（現金自動入出金機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して普通預金、決済用預金または貯蓄預金（以下これらを「預金」といいます。）に預入れる場合。
- (2) 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払い業務を提携した金融機関等の現金自動支払機（現金自動入出金機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して預金から払戻す場合。
- (3) 当行および提携先のうち当行がオンライン自動振込機の共同利用による振込業務を提携した金融機関（以下「カード振込提携先」といい、「現金預入提携先」「現金支払提携先」「カード振込提携先」を合わせて「提携先」といいます）の自動振込機（振込を行うことができる現金自動入出金機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座から振替により払戻し、振込の依頼をする場合。
- (4) 当行の現金自動入出金機を使用して預金間振替をする場合。
- (5) その他当行が定めた取引を行う場合。

2. (預金機による預金の預入れ)

- (1) 預金機を使用して預金に預入れるときは、預金機に IC カードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による預入れは預金機の機種により当行または現金預入提携先所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また 1 回あたりの預入れは、当行または現金預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

3. (支払機による預金の払戻し)

- (1) 支払機を使用して預金を払戻すときは、支払機に IC カードを挿入し、届出の暗証と金額をボタン等により操作してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当行または現金支払提携先所定の金額単位とし、1 回あたりの払戻しは、当行または現金支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1 日あたりの払戻限度額は当行が定めた範囲内とします。
- (3) 支払機により払戻す場合に、払戻金額と 5 条の支払機利用手数料金額の合計額が払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）を超えるときは払戻すことができません。

4. (振込機による振込)

- (1) 振込機を使用して預金を払戻しの上振込を依頼する場合には、振込機に IC カードを挿入し、

届出の暗証、振込金額その他所定の事項を画面表示の操作手順に従ってボタン等により操作してください。この場合、通帳、払戻請求書および振込依頼書の提出は必要ありません。

5. (支払機利用手数料)

- (1) 当行の支払機を使用して預金を払戻す場合は、当行が特に定めた時間帯に限り、所定の手数料をいただきます。

この手数料は、預金の払戻し時に通帳および払戻請求書なしで当該預金口座から自動的に引落とします。

- (2) 提携先の支払機を使用して預金を払戻す場合に、提携先が所定の手数料を定めているときは、提携先に対する手数料をいただきます。

この手数料は、預金の払戻し時に通帳および払戻請求書なしで当該預金口座から自動的に引落としのうえ、当行から提携先に支払います。

6. (現金自動入出金機による預金間振替)

- (1) 当行の現金自動入出金機を使用して預金間振替をするときは、現金自動入出金機に払戻し口座の IC カード、および入金口座の通帳を挿入し、届出の暗証と振替金額をボタン等により操作してください。この場合、払戻し口座の通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

- (2) 現金自動入出金機による預金間振替の 1 回あたりの金額は、当行が定めた範囲内とします。

- (3) 現金自動入出金機の操作を完了した後は、この預金間振替の取消はできません。取消を必要とする場合には、窓口営業時間内に取扱店の窓口でご相談ください。

7. (振込手数料)

- (1) 当行の振込機を使用して振込を依頼する場合には、当行所定の手数料をいただきます。

- (2) 前記(1)の振込手数料は、振込金額の引落とし時に通帳および払戻請求書なしで当該預金口座から自動的に引落とします。

8. (代理人による預金の預入れおよび払戻し)

- (1) 代理人(配偶者に限ります。)による預金の預入れおよび払戻しをする場合は、ご本人から代理人の署名、暗証を届出てください。この場合、当行は代理人のための IC カードを発行します。

- (2) 代理人 IC カードにより振込を依頼するときは、振込依頼人名は本人名義となります。

- (3) 代理人の IC カードの利用についても、この規定を適用します。

9. (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により預金機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口で IC カードにより預金を預入れることができます。

- (2) 停電、故障等により支払機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口で IC カードにより預金を払戻すことができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。

- (3) 前記(2)により払戻しを受ける場合には、当行所定の払戻請求書に氏名・金額を記入のうえ、IC カードとともに提出してください。なお、払戻請求書には届出の暗証を記入していただくこともあります。

- (4) 停電、故障等により振込機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、前記(2)、(3)によるほか振込依頼書を提出することにより振込を依頼することができます。

10. (成年後見人等の届出)

- (1)家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって預金店に届出てください。
- (2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって預金店に届出てください。
- (3)すでに補助・補佐・後見が開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記(1)および(2)と同様に預金店に届出てください。
- (4)前記(1)から(3)の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に預金店に届出てください。また、預金者の成年後見人等または任意後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合もしくは任意後見監督人の選任がされた場合にも同様に預金店に届出てください。
- (5)前記(1)から(4)までの届出前に生じたお客様の損害については、当行は責任を負いません。

11. (IC カードによる預入れ・払戻し・振込金額等の通帳記入)

IC カードにより預入れた金額、払戻した金額(振込資金として払戻した金額を含みます。以下同じ。)支払機利用手数料金額、振込手数料金額の通帳記入は、通帳を当行の預金機、支払機および振込機で使用されたときまたは当行本支店の窓口で提出されたときに行います。また、窓口で IC カードにより取扱った場合にも同様とします。

12. (IC カード・暗証の管理等)

- (1)当行は、支払機または振込機の操作の際に使用された IC カードが、当行が本人に交付した IC カードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当行窓口においても同様に IC カードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2)IC カードは他人に使用されないように保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。IC カードが、偽造・盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行へ通知してください。この通知を受けたときは、直ちに IC カードのよる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3)IC カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

13. (偽造 IC カード等による払戻し等)

偽造または変造 IC カードによる払戻しについては、本人の故意による場合又は当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は当行所定の書類を提出し、IC カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

14. (盗難 IC カードによる払戻し等)

- (1)IC カードの盗難により、他人の当該 IC カードを不正に使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を

含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① IC カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2)前項の請求が行われた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむをえない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3)前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難ICカード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4)第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
- ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A. 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - B. 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など。)によって行われた場合
 - C. 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
 - ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してICカードが盗難にあった場合

15. (ICカードの紛失、届出事項の変更等)

ICカードを失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときはただちに当行所定の書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じたお客さまの損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

16. (ICカードの再発行等)

- (1)ICカードの盗難、紛失等の場合のICカードの再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2)ICカードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

17. (預金機・支払機・振込機の操作等)

当行の預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額、口座番号等の誤操作により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の支払機を使用した場合の当行および提

携先の責任も同様とします。

18. (解約、ICカードの利用停止等)

(1)預金口座を解約する場合またはICカードの利用を取りやめる場合には、そのICカードを取引店に返却してください。なお、当行普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。

(2)ICカードの改ざん、不正利用など当行がICカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当行からの請求があり次第ただちにICカードを預金店に返却してください。

(3)次の場合には、ICカードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

① 第19条に定める規定に違反した場合

② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合

③ ICカードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

19. (譲渡、質入れ等の禁止)

ICカードは譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

20. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当行の各預金規定・特約および振込規定により取扱いします。

21. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

22. (規定の変更等)

(1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上